

江戸崎地方衛生土木組合

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取り組み方針

平成20年3月

1 現状

(1) 職種ごとの人数、平均年齢、平均給与等及び民間従業員データ

| 区分 | 江戸崎地方衛生土木組合 | | | | 民間 | | | |
|------|-------------|-------|----------|-----------|---------|-------|-----------|------|
| | 職員数 | 平均年齢 | 平均給料月額 | 平均給与月額(A) | 民間類似職種 | 平均年齢 | 平均給与月額(B) | A/B |
| 清掃職員 | 13人 | 39.8歳 | 229,623円 | 283,560円 | 廃棄物処理業 | 43.3歳 | 299,800円 | 0.95 |
| 土木職員 | 4人 | 34.3歳 | 209,875円 | 239,425円 | 建設機械運転工 | 47.6歳 | 302,550円 | 0.79 |

「平均給料月額」とは、平成20年1月1日現在における技能労務職員の基本給の平均である。

「平均給与月額(A)」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当、特殊勤務手当の額を合計したものである。

民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。

(平成16年～18年の3カ年平均、ただし、建設機械運転工については、17、18年の2カ年平均とする。)

技能労務職の職種と民間類似職種との給与比較にあたり、必ずしも年齢及び業務内容並び雇用形態等の点において一致するものでないが、民間と比して低くなっている。

(2) 年齢別技能労務職員数 (平成20年1月1日現在)

| 区分 | 20歳 未満 | 20歳 } 23歳 | 24歳 } 27歳 | 28歳 } 31歳 | 32歳 } 35歳 | 36歳 } 39歳 | 40歳 } 43歳 | 44歳 } 47歳 | 48歳 } 51歳 | 52歳 } 55歳 | 56歳 } 59歳 | 60歳 以上 |
|-----|-----------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|-----------|
| 職員数 | 0人 | 0人 | 2人 | 1人 | 4人 | 2人 | 4人 | 0人 | 3人 | 1人 | 0人 | 0人 |

(3) その他給与に関する事項

ア 給料表

就業規則給料表 適用

イ 技能労務職員に係る特殊勤務手当

| 手当名称 | 支給要件 | 支給単位 |
|--------|-----------------|--------|
| 特殊勤務手当 | 廃棄物の処理作業に従事した職員 | 日額800円 |
| 特殊勤務手当 | 土木作業に従事した職員 | 日額800円 |

ただし、平成20年4月から日額300円とする。

ウ 昇格基準

毎年1月1日に4号給(55歳を超える場合は1号給)を標準として昇給する。しかし、現在は、勤務評定制度を実施していないため、3号給を標準として昇給としている。

2 基本的な考え方

技能労務職については、民間等を活用するなど事業の適正な定員管理を図っていききたい。給与面に関しては、国、県、構成市村、近隣一部事務組合の動向を注視し、適宜改正等の判断をしていく予定である。

3 具体的な取組内容

手当については、平成20年度から特殊勤務手当の支給額の見直しを行う。

昇給については、平成22年度から人事評価制度を導入することに伴い、勤務成績の評価点を昇給に反映させる。

4 その他

当組合は、事業所である観点から住民視点に立った効率性を重視したスムーズな処理を遂行していくことは必要不可欠である。そのため技能労務職員の組織体系を確立することにより、作業従事者の主体的責任分担を図り、組織体系の責任に応じた処遇等を今後考えていきたい。